

21世紀の未来を展望する

参議院議員選挙が変わります



大地の恵みも日本の未来を見つめます。黒崎和野山団地で、なばな「はるの輝」の収穫体験ツアー

「公職選挙法」の一部が改正され、二〇〇一年夏に予定されている参議院議員通常選挙から議員定数の削減と、非拘束名簿式比例代表制が適用されることになりました。今回は、改正された内容についてお知らせします。

どこが変わるの？

参議院比例代表選挙で
非拘束名簿式を導入！

参議院比例代表選挙は、これまで、あらかじめ政党の側で候補者の当選順位を決めておく方式（拘束名簿式）で、有権者は政党名を記載して投票しましたが、新たに導入された**非拘束名簿式**は、名簿で当選順

位は決められておりません。有権者が候補者名または政党名のいずれかを記載して投票する方式です。有権者は当選させたい候補者を選ぶことができるようになります。

定数が変わるの？

参議院議員
定数が削減

参議院議員の定数が二百五十二人から二百四十二人に削減されます。

平成13年、16年の2回の通常選挙の際に5人ずつ削減されます。

各選挙では定数の半数ずつ改選されます。

選挙区の議員定数は、岡山県、熊本県、鹿児島県がそれぞれ2人（改正前各4人）に削減されます。

	改正前	改正後
総定数	252人	242人
比例代表	100人	96人
選挙区	152人	146人